

舞鶴都市計画の決定について

令和7年10月27日に行われた第55回舞鶴市都市計画審議会で、次の都市計画の決定について原案のとおり可決され、京都府知事との協議が完了し、令和8年3月30日付けで告示しましたので、お知らせします。

1. 決定した内容

- 舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区）の決定

2. 告示図書の縦覧場所

舞鶴市都市計画課

※令和8年3月30日付けで「舞鶴市特定用途誘導地区内における建築物の制限の緩和に関する条例」を制定し、同日付で公布・施行しました。



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市 都市計画課（担当：上羽、山下）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1048](tel:0773-66-1048)、[FAX:0773-62-9891](tel:0773-62-9891)
E-mail:tokei@city.maizuru.lg.jp